

■ ■ ■ 不法行為 ■ ■ ■

設例) A君は通学途中、自動車にはねられて入院した。

● .....とは ( § 民法 第3編 )

ある者が特定の者に対して一定の行為を要求することを内容とする権利

- ① ..... ( § 民法 521 条 ~ )
- ② ..... : 義務ではないけれど他人のために何かしてやる
- ③ ..... ( § 民法 703 条 ~ )
- ④ ..... ( § 民法 ..... 条 ~ )

● 不法行為の .....

1) .....又は.....の存在 (= .....の原則)

※ これに「.....権.....の原則」, 「.....の原則」を加えた3つが、自由な経済活動を保障する《近代私法の三大原則》といわれる

\* 他人に損害を与えるであろうことが前もって.....できて.....すれば防げた (= .....があった) のに, .....を.....する.....を怠った場合には、過失があったと判断される

2) .....および.....の.....があったこと

\* .....・....., 「暖簾」, .....など

3) .....の発生

※ 救済の方法については.....賠償が原則 ( § 民法 417 条 )

.....的損害 ( .....的損害 + .....的損害 ) + .....的損害

4) 加害行為と損害との間に \_\_\_\_\_ があること

例) \_\_\_\_\_ が発生したのは \_\_\_\_\_ に含まれていた有機 \_\_\_\_\_ のせいかな?

5) \_\_\_\_\_ 性があること

例) \_\_\_\_\_ の \_\_\_\_\_ で技をかけた → ケガをさせても違法性がない

§ 民法 720 条 ( \_\_\_\_\_ 及び \_\_\_\_\_ ) についても違法性を否定

6) \_\_\_\_\_ があること

\* 自分の行為がどんな結果をもたらすか見極める能力がなければ責任を負わせられない

a. \_\_\_\_\_ のうち責任能力を持たない者 ( § 民法 712 条 )

b. \_\_\_\_\_ 上の \_\_\_\_\_ ( § 民法 713 条 )

	_____ 能力 ( § 7 )	_____ 能力 ( § 712 )
幼児 ~ 小学校卒業程度		

§ 7 : 物事の意味を理解する能力      § 712 : 不法行為責任を負う能力

例) 親が目を離した際に子どもが自動車を動かして、歩行者にケガをさせてしまった。

→ § 民法 714 条 : \_\_\_\_\_ が不法行為責任を負う

例) 運送会社 A 社で働く B は、配達途中、道を歩いていた X をはねてしまった。

→ § 民法 \_\_\_\_\_ 条 ( \_\_\_\_\_ 等の \_\_\_\_\_ )